

学校における自殺予防(1)

—生徒指導・進路指導と自殺予防教育の接合—

立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構 川本 静香

1. 日本における若年層の自殺の実態と予防対策

日本では平成 10 年に自殺死亡者数が 30,000 人を超えたことを受け、自殺対策基本法（平成 18 年制定，平成 28 年に一部改正）や自殺総合対策大綱（平成 19 年策定，平成 29 年見直し）が策定されるなど，国を挙げての対策が推進されてきた。行政をはじめ，医療機関等での様々な予防対策が講じられたことで，平成 27 年には自殺死亡者数が 25,000 人を下回り，現在では自殺死亡者数が急増した平成 10 年以前の水準に戻りつつある（厚生労働省，2017）。しかし，国際的な水準からみれば未だ高い自殺死亡率であることから，今後も継続して対策を講じる必要がある。

法律の制定や様々な取り組みにより，徐々に自殺死亡率が減少している一方で，20 歳未満の若年層の自殺死亡率については，平成 10 年の自殺死亡者数急増時からほぼ横ばいの状態が継続している。また 20 歳未満の死因第一位は自殺であり，不慮の事故より上位に位置している。こうした点から，20 歳未満の若年層における自殺の問題は，様々な対策が実施されている今日においても，依然として深刻な状況にあると言える。

若年層の自殺問題に対して，平成 29 年に見直しが行われた「自殺総合対策大綱—誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して—」（厚生労働省，2017）では，自殺総合対策における当面の重大施策の 12 課題の中に「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」が掲げられ，改めて 20 歳未満の若年層に対する自

自殺対策の必要性が示されることとなった。また、平成 28 年に一部改正された改正自殺対策基本法においても、若年層に対する自殺予防対策の推進を目的として、学校における自殺予防教育の導入に関する内容が追加された。改正自殺対策基本法では、第 17 条 3 において、「学校は…当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康保持に係る教育又は啓発を行うよう務めるものとする」（自殺対策基本法、2016）と示され、学校におけるいわゆる「SOS の出し方教育」の推進が謳われている。

このように、近年では 20 歳未満の若年層である小中高生を対象とした自殺予防対策の必要性が指摘されており、学校における自殺予防教育の効果が期待されている。

2. 学校における自殺予防教育の実際と実施に伴う課題

学校における自殺予防教育が期待される中で、自殺予防教育は、実際にはどの

ように学校で導入することができるだろうか。2012 年に「児童生徒の自殺予防に資する教育に関する取組状況調査」として、学校現場における自殺予防教育の実施に関する実態調査が行われた。調査の結果、実際に自殺予防を目的とした取組を実施している学校は、小学校、中学校、高等学校それぞれで 3~4 割程度に留まっていた。また実施していると回答した学校であっても、心の健康などの一般的な内容であるなど、自殺予防に特化した内容を適切に実施できている学校はかなり限られていた（科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会・若年者の自殺対策のあり方に関するワーキンググループ、2015）。加えて調査の自由回答では、「寝た子を起こす不安」や「教員側の知識・スキル不足」が挙げられる等、実施する教職員側の不安感や学校側の体制（校内体制、授業数の確保、支援が必要な児童・生徒に対する対応）が不十分であるといった課題も明らかとなった（若年者の自殺対策のあり方に関する報告書、2015）。

このように、学校で自殺予防教育を実施する際には、さまざまな障壁が伴うものと考えられる。さらに、学校現場において「自殺」という言葉をタブー視する見方も未だ強い。これは先に述べた「寝た子を起こす」という主張、あるいは現場で対応する教職員の不安感によるものであると考えられる。筆者の経験ではあるが、数年前にスクールカウンセラーとし

て勤務していた中学校の管理職より「自殺予防週間のポスターは、「自殺」という言葉が入っているため、校内掲示は控える」といった指示を受けたことがあった。管理職がこの時どのような思いだったのか正確には分らないが、学校という場において「自殺」は何か触れてはいけない事柄であり、その事柄に触れることに対する戸惑いや不安など、ひと言で言い表せないような感情を教職員が持っているような、そんな印象を受けたことを明確に覚えている。

こうした学校での事例にみるように、地域社会の中でも「自殺」という言葉がタブー視される時期があった。法律が制定され、国を挙げての対策が進む中で、徐々にではあるが、地域のなかで「自殺」という言葉は幾分か口にしやすくなったようである。しかしながら、地域や社会の動きとは異なり、学校現場では「自殺」という言葉は、未だ声に出せないものとして扱われることが少なくない。「自殺」という言葉を口に出せない現在の学校現場の状況で、自殺予防教育はどのように実施されうるだろうか。若年層に対する自殺予防対策として、学校における自殺予防教育に期待が寄せられている今こそ、学校文化と自殺予防教育の目的の接合点を検討する必要があるだろう。本論では、その接合点の可能性について、道德教育に対する問題点に触れながら、生徒指導あるいは進路指導としての位置づけの可能性について述べたい。

3. 生徒指導, 進路指導 (キャリア教育) にみる自殺予防教育の可能性—自殺予防教育を道德的問題にさせないために

先述したように、学校現場における「自殺」という言葉の使用には、様々な制限が存在する。そのため学校現場では、「命の大切さ」等を伝える道德教育として、自殺予防教育の実施が検討されることがある。先に述べた取組調査でも、「生命尊重, 自尊感情向上等の教育で対応可能」(若年者の自殺対策のあり方に関する報告書, 2015) といった回答が得られている。自殺予防教育は、生命尊重として道德の一環として取り扱う方が、学校や教職員にとって抵抗感, 不安感が少ないのかもしれない。ただ、生命尊重についての授業やそれに関わる道德教育だけでもって自殺予防教育とされてしまうのであれば、効果よりむしろリスクの方が高まる可能性がある。

松本 (2016) は、生命尊重や自尊感情向上のみによる自殺予防教育に対してははっきりと「マズイ」と述べており、その問題の根幹を「自殺予防教育が道德的問題にすり替えられている」ことにあると指摘している。松本 (2016) によれば、学校において自殺のリスクのある子ども達は、つらいときに助けを求めない傾向

にあり、そうした子ども達に対して「いのちの大切さ」といった価値観の押し付けを伴う道徳教育を実施すれば、かえって援助希求行動を妨げることになりかねない、と強く批判している。

そもそも学校における自殺予防教育の中核は、つらいときに他者に助けを求めるスキルを身につけることと、身近な人がつらそうな時に、信頼できる大人につなげるスキルの2つである。いずれも、生命尊重の価値観を扱う道徳教育的なものではなく、学校生活や家庭、社会の中で子どもたちが生きる上で必要となる援助希求行動を身に付ける、スキル教育的な色合いが強い。こうした点を踏まえれば、学校で自殺予防教育の導入、実施を検討する際に教科としての道徳として扱うよりも、学校生活全般をその射程とする生徒指導、あるいは「社会を生きぬく力」の育成としての導入が進められているキャリア教育の中に位置づける方が有益であり、また現実的なものかもしれない。以下、生徒指導と進路指導のそれぞれについて、みてみたい。

生徒指導は、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」（文部科学省，2010）であり、ある特定の教育課程、例えば各教科や道徳、総合的な学習の時間等のある特定の課程だけにおいておこなわれるものでなく、教育課程のすべてにおいて機能することが求められるもので

ある（文部科学省，2010）。カリキュラムに縛られない柔軟性を持つ生徒指導の枠組みのなかに自殺予防教育を位置づけることで、道徳教育ではなく、スキル教育としての自殺予防教育が学校現場において適切に実施出来る可能性が期待される。ただし、生徒指導はカリキュラムでないために、まとまった指導時間として確保することが困難であるという課題がある。まとまった時間として機能させることが難しいなかで、どのように教育を実施するのか、そしてその担い手を学校の教職員の中、あるいは外部の専門家等も含めてどのように設定するのか、といった検討を今後進めていく必要があるだろう。

次に進路指導についてだが、今日の進路指導は、これまでの出口指導（どの高校に進学するか）から、キャリア教育の一環として、社会を生き抜く力とされる「基礎的・汎用的能力」（①人間関係形成・社会形成能力、②自己理解・自己管理能力、③課題対応能力、④キャリアプランニング能力）の育成にシフトされつつある（国立教育政策研究所，2011）。これは、中央教育審議会が2005年にキャリア教育の必要性を指摘し、キャリア教育を小学校から高校まで切れ目なく実施することが謳われる中で変化してきたものである。そもそも進路指導という用語は、中学校あるいは高等学校で使用されがちな用語であるが、キャリア教育の導入に伴い、進路指導はキャリア教育とほ

ぼ同等のものと読み替えられはじめ、今後ますますキャリア教育としての色合いが強まってくるものと考えられる。

さて、キャリア教育として育成が要請される①人間関係形成・社会形成能力や、②自己理解・自己管理能力、③課題対応能力の育成の中には、自身が健康に生活するためのストレスマネジメントや、他者とのコミュニケーション能力の育成も含まれる（文部科学省，2011）。これは、先述した自殺予防教育が求める援助希求能力の養成と類似したものと考えられる。キャリア教育が「生き抜くための力」の育成と謳っていることを踏まえても、進路指導（キャリア教育）として自殺予防教育を実施することは、自殺予防教育の本来の目的を失わずに学校現場に導入するために最も有力なあり方かもしれない。とりわけ、近年では過労自殺が大きな社会問題となっていることから、早期に過労自殺の予防対策を推進する意味でも、学校におけるキャリア教育と自殺予防対策の接合とその発展可能性が期待できると考えられる。

4. スローガンではなく、方法を。

先にも触れたが、改正自殺対策基本法では、学校における自殺予防教育につい

て、生命尊重の教育だけでなく、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発」といった援助希求に関わる具体的な教育の必要性が謳われている。また、文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査協力者会議（2014）が作成した「子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引き」においても、子どもに対して安全かつ効果的に自殺予防教育を行うためには、相談体制等の校内体制の整備や、生命尊重の教育を下地にしながら、自殺予防教育としての援助希求行動の促進や健康教育の促進の必要性を指摘している。

これらのことから見えてくるのは、自殺予防教育は、生命尊重についての道徳教育だけでは決して成り立たない、という事実である。つらいときに助けを求められるスキルや、身近な人のつらさに気づき、信頼できる大人につなげられるスキルの醸成こそが、自殺予防教育の目的である。であるとすれば、子どもたちに必要なのは、「命を大切に」というスローガンではなく、つらい時にどのように人に助けを求めればよいのか、大切な人のつらさを解決するためにはどうすれば良いのかという「方法」である。そうした方法を学校の中でどのように教育できるのかについて、本論では、道徳教育としての位置づけを批判し、生徒指導や進路指導の中で扱うことの可能性について述べた。本論で触れたものはあくまでも

一案であり、導入の方法や学校教育の中でどのように位置づけるべきかについての議論は、今後も丁寧に進める必要があるが、その議論は、これまでのように一部の自殺予防対策に関わる専門家だけでなく、教職員、保護者、地域住民を巻き込みながら、子どもを取り巻く社会全体として検討していくことが肝要であろう。

最後になるが、2年前の2015年8月25日、鎌倉市の図書館の公式ツイッターがとあるツイートをして話題となった。内容は、「もうすぐ二学期。学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしやい。マンガもライトノベルもあるよ。一日いても誰も何も言わないよ。9月から学校に行くくらいなら死んじゃおうと思ったら、逃げ場所に図書館も思い出してね。」(鎌倉市図書館、2015年8月25日)というものである。このツイートは多くのメディアで取り上げられ、多くの人からの賛同を得た。

このツイート内に「命を大切に」とはどこにも書かれていない。あるのはつらい時にどうすれば良いのかということと、鎌倉市図書館の考え方や館内の様子、それだけである。このツイートが、あの日、死にたいくらいつらい思いをしていた子ども達にどのように届いたかは不明である。ただ、140字程度の、たったひとつのツイートが、一時は学校教育批判と受け取られ、削除の危機にあいながらも、多くの人々の共感を得た理由の中に、死にた

くなるほどつらい子ども達が求めているものがあるような気がしてならない。

スローガンより方法を。そしてその方法を子ども達にきちんと届けるために、学校における自殺予防教育の導入と実践のあり方を模索していく必要がある。

引用文献

電子政府 (2016) . 自殺対策基本法 (Retrieved from <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO085.html>) (閲覧日 : 2017年7月1日)

厚生労働省 (2017) . 自殺総合対策大綱—誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して— (Retrieved from <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172203.html>) (閲覧日 : 2017年7月1日)

厚生労働省 (2017) . 自殺対策白書 (Retrieved from <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/jisatsu/16/>) (閲覧日 : 2017年7月1日)

科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会・若年者の自殺対策のあり方に関するワーキンググループ (2015) . 若年者の自殺対策のあり方に関する報告書 (Retrieved from <http://ikiru.ncnp.go.jp>)

p/copos/pdf/wg.pdf) (閲覧日：2017年7月1日)

国立教育政策研究所 (2011) . キャリア発達にかかわる諸能力の育成に関する調査研究報告書

松本俊彦 (2016) . 「誕生学」でいのちの大切さがわかる？, 宋美玄・姜昌勲・NATROM・森戸やすみ・堀成美・Dr.Koala・猪熊弘子・成田崇信・畝山智香子・松本俊彦 (著) , 各分野の専門家が伝える 子どもを守るために知っておきたいこと (pp.126-131) 株式会社メタモル出版

文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査協力者会議 (2014) . 子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入

の手引 (Retrieved from http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351886_02.pdf) (閲覧日：2017年7月8日)

文部科学省 (2011) . 中学校キャリア教育の手引 (Retrieved from http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/1306815.htm) (閲覧日：2017年7月10日)

文部科学省 (2010) . 生徒指導提要 (Retrieved from <https://www.kyobun.co.jp/global-image/units/upfiles/848-1-20101026171656.pdf>) (閲覧日：2017年7月8日)

鎌倉市図書館 (2015年8月25日) Retrieved from https://twitter.com/kamakura_tosyok/status/636329967668695040) (閲覧日：2017年7月8日)